

児童扶養手当でひとり親家庭などを支援

8月は更新手続きが必要です



児童扶養手当の制度

児童扶養手当はひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

対 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親の人、または父・母に代わって養育している人

支給額（月額）

	全部支給	一部支給
1人目	48,050 円	11,340 円～ 48,040 円
2人目以降	上記に 11,350 円 を加算	上記に 5,680 円～ 11,340 円を加算

他 所得制限があります。支給要件などの詳細は市公式ウェブサイトをご確認ください。

現況届の提出

8月は児童扶養手当の更新手続きの月です。手当の認定を受けている人（支給停止となっている人も含む）は全員、現況届の提出が必要です。子育て支援課

に本人が来庁して手続きしてください。

受付期間／8月3日(月)～31日(月)

持 児童扶養手当証書、保険情報がわかる書類など

他 必ず本人が来庁して手続きしてください。必要な届出をしていない場合や、疑義が生じた場合には、支給が保留されることがあります。

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン

ハローワーク沼津による出張相談会を行います。

時 8月10日(月) 11時～15時

所 市役所地下会議室A

対 ひとり親の人

内 ハローワーク支援メニュー案内、就職に関する不安や悩みの相談

☎ ハローワーク沼津 マザーズコーナー
918-3711

☎ 子育て支援課 995-1841

住宅に係る固定資産税の減額措置

新築、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修などが対象



住宅を新築したり、耐震、省エネ、バリアフリーなどのために改修したりした場合、要件に該当すると固定資産税が減額されます。詳しい要件や申告方法については、税務課に確認してください。

新築住宅の減額措置

住宅を新築した場合、新築後3年間、長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合は5年間、居住部分のうち住宅1戸につき床面積120㎡の固定資産税が2分の1減額されます。

耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅の耐震改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。住宅1戸につき、居住部分の床面積120㎡分の固定資産税が2分の1（長期優良住宅の場合は3分の2）減額されます。

省エネ改修に伴う減額措置

平成26年4月1日以前に建てられた住宅の省エネ改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分のその住宅に係る固定資産税が減額されます。居住部分の床面積120㎡分の固定資産税が3分の1（長期優良住宅の場合は3分の2）減額されます。

バリアフリー改修に伴う減額措置

新築した日から10年以上経過した住宅をバリアフリー改修した場合、工事が完了した年の翌年度分のその家屋に係る固定資産税が減額されます。居住部分の床面積100㎡分の固定資産税が3分の1減額されます。

☎ 税務課 995-1809

